**時間単位の年次有給休暇に関する協定書**

株式会社　　　　　　　　　（以下「会社」という。）と株式会社　　　　　　　　　従業員代表　　　　　　　は、時間単位の年次有給休暇に関し、次のとおり協定する。

**（対象者）**

**第１条** 時間単位の年次有給休暇（以下「時間単位年休」という。）は、すべての従業員を対象とする。

**（日数の上限）**

**第２条** 時間単位年休を取得することができる日数は、１年につき５日以内とする。この５日には前年の時間単位年休の繰越し分を含めることとする。

時間単位年休を５日取得したために、前年から繰り越した１日未満の時間が取得できなかった場合は、この時間分は翌年度に繰越す。

**（１日分の年次有給休暇に相当する時間単位年休）**

**第３条** 時間単位年休を取得する場合は、１日の年次有給休暇に相当する時間数は、以下のとおりとする。

所定労働時間が８時間の者　6時間

**（時間単位年休の取得単位）**

**第４条** 時間単位年休を取得する場合は、時間単位で取得するものとする。

**（時間単位年休の取得手続）**

**第５条** 時間単位年休の請求は、遅くとも前労働日の終業時刻までに届け出るものとする。

**（時間単位年休に支払われる賃金額）**

**第６**条 時間単位年休に支払われる賃金額は、所定労働時間労働した場合に支払われる通常の賃金の1時間当たりの額に、取得した時間単位年休の数を乗じた額とする。

**（協定の効力）**

**第７条** 本協定は、令和　年　月　日より効力を発する。

令和　年　月　日

株式会社　　　　　　代表取締役　　　　　　　　 印

株式会社　　　　　　従業員代表　　　　　　　 　印